

国民年金保険料を納めることが困難なときは

年金 市民課年金係
 ☎(24)0267
 本庁舎1階2番

経済的な理由などで国民年金保険料(定額保険料月額1万5,040円)を納めることが困難なときは、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

【免除の対象となる所得基準】本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が下の表の計算式で算出した所得基準の範囲内であること

【免除になったときの納付額】平成25年度の額は、下の表のとおり
 ※免除の承認を受けても全額免除以外の方は、減額された保険料の納付をしなければ未納扱いになり、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、障がいや死亡など不慮の事態が生じても年金を受け取ることができないことがあります。

【免除期間】平成25年7月分〜平成26年6月分

【申請に必要なもの】

- ▼年金手帳または基礎年金番号のわかるもの(納付書など)▼
- ▼印鑑▼失業が申請理由の方は、雇用保険受給資格者証か雇用保険被保険者離職票(離職日が平成24年3月31日以降)
- ※平成25年1月1日現在の住所が

市役所116番

市外の方は、控除内訳付所得証明書など前年の所得を確認できる書類

●そのほかの免除制度

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」、学生の方は「学生納付特例制度」があります。いずれも申請が必要になりますので、市民課年金係でご相談ください。

	免除の対象となる所得基準	1か月の納付額	年金額への反映割合
全額免除	57万円+扶養親族の人数×35万円	0円	1/2
1/4納付(3/4免除)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	3,760円	5/8
半額納付(半額免除)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	7,520円	3/4
3/4納付(1/4免除)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	11,280円	7/8

国民健康保険に加入している方へ

国保 国民健康保険課
 国保給付係
 ☎(24)0274
 本庁舎1階3番

市が交付している、つぎの認定証・受給者証・受療証の有効期限は、平成25年7月31日(水)です。
 ▼国民健康保険限度額適用認定証

(病院などの窓口で支払う医療費の支払額が自己負担限度額までとなる認定証)

※8月以降も認定証が必要な方は、保険証を持参のうえ、1階③番窓口で申請してください。

対象者は、国民健康保険料に未納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方

▼国民健康保険高齢受給者証

※新しい受給者証・受療証は、7月下旬に住民登録されている住所に郵送します。

市民課市民係からのお知らせ

くらし 市民課市民係
 ☎(24)0264
 本庁舎1階1番

▼7月8日(月)から市に住民登録がある外国人住民の方も住民基本台帳カードを作ることができます。

▼公的個人認証(電子証明書)発行サービスが一時停止されます。
 【停止期間】7月29日(月)、30日(火)

幼稚園の入園料・保育料を補助します

補助 企画総務課総務係
 ☎(24)0819
 教育委員会 庁舎2階

【対象】平成25年度の市民税所得割額が補助限度額表に掲げる区分に該当する世帯で、つぎのいずれかに該当する方

▼市内に住み、知事の認可を受けた幼稚園に平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた幼児を通園させている方

▼市内に住み、「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入」事業で平成22年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた幼児を通園させている方

【補助限度額】今年度納入する入園料と保育料の一部(補助限度額308,000円)

※補助限度額は、世帯の市民税所得割額により異なりますので、各幼稚園を通じて配布する補助限度額表で確認してください。

【提出書類】保育料等減免措置に関する調書(通園する幼稚園を通して配布)、平成25年度市民税・道民税特別徴収税額通知書か平成25年度市民税・道民税税額決定・納税通知書の写しなど

【提出先】通園する幼稚園
 【提出期限】8月23日(金)



今月は、固定資産税・都市計画税、第2期の納入月です。
 市税納入休日相談日は28日(日)8時45分~17時15分です。
 納税の相談はお早めに。

information